

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号、第 815 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2021 年 10 月 1 日

株式会社おきなわフィナンシャルグループ

株式会社沖縄銀行

2021年10月1日

株式移転に係る事後開示書面

沖縄県那覇市久茂地三丁目10番1号
株式会社おきなわフィナンシャルグループ
取締役社長 山城 正保

沖縄県那覇市久茂地三丁目10番1号
株式会社沖縄銀行
取締役頭取 山城 正保

株式会社沖縄銀行（以下、「沖縄銀行」といいます。）は、2021年6月25日開催の第90期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2021年10月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社おきなわフィナンシャルグループ（以下、「おきなわフィナンシャルグループ」といいます。）を設立する株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続きの経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続きの経過

沖縄銀行は、会社法第806条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2021年6月25日付で、沖縄銀行の株主に対し、株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。なお、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求した株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続きについては、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転によって、おきなわフィナンシャルグループに移転した沖縄銀行の株式の数は以下の通りです。

普通株式 23,876,382株

5. 前各号に掲げるもののほか、本株式移転に関する重要な事項

- (1) おきなわフィナンシャルグループは、本株式移転に際して発行する 23,876,382 株を、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における沖縄銀行の株主に対し、その保有する沖縄銀行の普通株式 1 株につき、おきなわフィナンシャルグループの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 沖縄銀行の普通株式は、2021 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所本則市場において上場廃止となり、おきなわフィナンシャルグループの普通株式は 2021 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所本則市場において新規上場いたしました。
- (3) おきなわフィナンシャルグループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|------------|
| ① 資本金の額 | 20,000 百万円 |
| ② 資本準備金の額 | 5,000 百万円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0 円 |

以上